

会 議 録

令和 8 年度		日時	令和 8 年 8 月 17 日(月)13 時 30 分～
第 1 回 焼津市子ども・子育て会議		場所	焼津市役所本庁舎会議室 7 A
議 題	(1) 焼津市こども・若者スマイルプランに係る令和 7 年度実績報告 (2) 子育て支援センター施設数の変更について (3) 認定こども園の施設整備計画について (4) 保育提供体制の確保のための実施計画 (5) こども誰でも通園制度		
出席者 委員 11 人	(委員氏名) 永田 恵実子 大石 みゆき 村松 幹子 今村 均 鈴木 正志 山田 祐実 小長谷 大輔 松本 怜 大石 哲也 草澤 明日美 長田 涼香	(所属団体名・役職等) 静岡福祉大学 子ども学科 特任教授 焼津市校長会 大井川中学校 校長 焼津市保育園協会 会長 焼津市私立幼稚園協会 会長 焼津市社会福祉協議会大井川支所 所長 焼津市保育園保護者会連合会 会長 焼津市 PTA 連絡協議会 家庭教育副委員長 志太地区労働者福祉協議会 副会長 焼津公共職業安定所 所長 静岡福祉大学 学生 静岡福祉大学 学生	
事務局 15 人	(事務局氏名) 久保山 晋一 青島 庸行 緒方 千晴 一ノ瀬 いずみ 奥川 貴大 山本 奈央 朝倉 満 小長谷 邦博 仁科 貴之 田中 菜津子 寺尾 貴裕 奥川 由加子 植村 和広 山田 宗則 守屋 綾子	(所属・職名) こども未来部 部長 こども未来部 次長 兼 こども相談課長 こども未来部 子育て支援課 課長 こども未来部 子育て支援課 給付担当 主幹 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 係長 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主査 こども未来部 こども相談課 こども家庭相談担当 主幹 こども未来部 保育・幼稚園課 課長 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園政策担当 係長 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園給付担当 係長 健康福祉部 健康づくり課 課長 健康福祉部 健康づくり課 母子保健担当 主査 学校福祉部 家庭支援課 放課後支援担当 主幹 学校福祉部 子ども支援課 課長 学校福祉部 子ども支援課 青少年教育相談センター 所長	
欠席者 4 人	森山 誠之 大木島 正徳 中村 有子	焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 会長 焼津市立幼稚園 PTA 会長 学童保育所なかよしクラブ保護者代表	

	火物 雄毅	焼津商工会議所青年部 副会長
--	-------	----------------

- 1 開会
- 2 委嘱状伝達
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 会長挨拶
- 7 焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）の概要、
子ども・子育て会議委員の役割について
- 8 議事
 - （1）焼津市こども・若者スマイルプランに係る令和7年度実績報告
 - （2）子育て支援センター施設数の変更について
 - （3）認定こども園の施設整備計画について
 - （4）保育提供体制の確保のための実施計画
 - （5）こども誰でも通園制度
- 9 その他
- 10 閉会

【永田議長】

本日の案件は5件です。まず、議事の1番「焼津市こども・若者スマイルプランに係る令和7年度実績報告」です。事務局、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

— 資料3に基づき、事業内容を報告 —

【議長】

事務局の説明は終わりました。ただいまの報告についてご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願い致します。

【今村委員】

資料3の数字を見て、「量の見込みの計画値」という根拠が私にはわからないというのがまず1点です。この計画値はどういう根拠で出しているのか伺いたいです。

2点目は、市全体としては一応量の見込みは確保されているけれど、地域においては、保育園が引き受けられるニーズがなく、中部地区について年齢層や事業実績等が不足しているという話がありましたが、市全体として量の確保ができていのに、またもう1園こども園を新設するという計画があったことに対して、いかななものかなという思いです。

既に私立幼稚園の中では、認定こども園移行という希望が出ていると思いますが、令和8年・9年・10年・11年で、以降の数字が全くと出ていないということは、資料と

しては今の実績だけを書いたものであり、新しく移行する私立幼稚園が出てくることから、ある程度解消していくだろうという表の書き方もあると良いのではないかと感じました。今回は新設が中心でしたが、新設以外の代替、既存の私立幼稚園がこども園化していくことによって、この数字も変わってくるのではないかということです。報告書でするので仕方ないですが、解消されていくという点を記載してあれば嬉しいと思います。

子育て支援センターの新設「とよのわ」ですが、開設するにあたってこの子ども・子育て会議に提案がありませんでした。既存の社会福祉法人の保育園と市直営というような形だけあり、私立幼稚園の1園も子育て支援センターが設置されていないということに対して、保育所と私立幼稚園にある程度公平性を保っていただきたいという意見をつけさせていただきたいと思います。

【事務局 保育・幼稚園課 田中係長】

まず1つ目の計画値の部分になりますが、ただいま計画値の算出の際の資料が手元にございません。

今後、私立幼稚園のこども園移行のご希望がある園もあるというところも含めまして、現在その報告書の実績状況の表につきまして、既にこども園化している三和幼稚園さんの件もあり、この計画を策定した時点から現状が変わってきている部分がありますので、ある程度のところまでは中間見直しの際に、変更させていただけたらと考えております。

【事務局 保育・幼稚園課 仁科係長】

先ほどのご質問の中で2点、認定こども園関係のものがございました。この後、認定こども園の公募関係と認定こども園の創設の関係は改めて説明させていただきますが、まずご質問の内容についてお答えできる範囲で回答します。

まず認定こども園の創設について、おっしゃる通りその数字が変わってきますので、ここについては、これから公募であるとか、創設をしたいというふうには説明しますが、まずは中部地区の現状、このプランの中で示している数字は、やはりマイナスという部分がございますので、そこについての解消を目指すというところで計画を立てています。正確な数字は、中間見直しのときに出させていただく予定ですが、現状としては今展開しているこのプランの中の数字で、まずはこれを解消したいという思いでやらせていただいているところです。

2点目の新設に関して、おっしゃる通り新設に限らないということで考えさせていただいております。この点につきましても、後ほど説明させていただきますが、既存園の皆様に参加していただくことを検討しているため、新しく設置だけではなく、既存園の認定こども園への移行も含めて総合的に考えさせていただきたいと思います。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

子育て支援センター「とよのわ」開設について、子ども・若者スマイルプランの98ページ「地域子育て支援拠点事業」に、子育て支援センターの計画等が載っていますが、そこに、「令和8年度に開館予定の豊田地域交流センター内に市内9施設目となる公設

の子育て支援センターの開設を予定しています。第3期計画は、既存の8施設に新設の1施設を加えた計9施設により見込まれる利用人数への対応が可能です。今後の利用等状況を注視しながら引き続きニーズに適切に対応するように実施します」とあるように、令和8年度に今までの8か所から9か所になることは計画の中に盛り込まれており、その計画通りの実施となりました。

【今村委員】

焼津市が計画ありきで「こども・若者スマイルプラン」や広報で書いていますが、本来ならば、この子ども・子育て会議において、皆さんに議論していただくことなのではないですか。

子ども・子育て会議の議事録には載ってなかったと思います。前回の子ども・子育て会議のときも、「とよのわ」という名前を決定するという話で、その前は豊田地区のところに子育て支援センターができるというのは、たぶん誰も知らなかったと思います。

本来、この会議で決めるべきものですか。つまり、規則で。そうではなく、市の方で「こうやりますから」という形なのでしょうか。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

この「こども・若者スマイルプラン」は、子ども・子育て会議の中で審議を図った上で、確定されたという認識です。

【今村委員】

私は何回か会議に出席していますが、それが決まったのは令和何年ぐらいだったんですか。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

令和7年3月です、令和6年度末。令和6年度中に計画を作っています。

【今村委員】

その時には委員をやっていましたが、その話（子育て支援センターが増えること）はこの会議で出てこなかったです。

国としては、子育て支援センターをなるべく多く作ってほしいという希望のようで、県からは認定こども園化したときに子育て支援センターやってくださいねと言われていましたが、県としては市が認めない限りできませんというふうに答えられてしまいました。私立幼稚園協会の方からも、できれば子育て支援センターを設置していただければありがたいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

【議長】

村松委員、何かご意見ありますか。

【村松委員】

そもそも子育て支援センターというのは児童福祉法に基づいているので、社会福祉法人や市町村に設置が委ねられているということだと思いますが、例外的に教育施設としての幼稚園が子育て支援センターを運営しているという事例は全国的にありますか。

【今村委員】

少ないですけど、あります。

【村松委員】

それも公費が投入されているんですか。

【今村委員】

そうですね。いずれにせよこども園になる段階で、やってくださいと。

【村松委員】

幼保連携型認定こども園になった時点でのことです。となるとそこに児童福祉法が絡んでくるので開設可能となるかもしれませんが、幼稚園のみという施設においては、この児童福祉法がどこまで適用されるのか、その点は私も不勉強なのでわかりませんが、その辺のところがすっきりされれば今村委員も納得されるのか、こういうふうにしたら可能ではないかという他の方法も生まれるのではないかと思います。

【議長】

これからこども園になられると、児童福祉法の基で動くことになるというところでよろしいでしょうか。

本日5つも議題がありますので、続けていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【村松委員】

病児病後児保育の実績を先ほどご報告いただきました。もちろん親のニーズという意味での病児病後児保育です。ところが現在こども基本法、こども大綱等々では、「こどもまんなか」ということで子どもの意見表明権と子どもの最善の利益が保障されればされるほど良いというふうな書き方になっているわけです。病児病後児保育は子どもの最善の利益に値するものなのか、それから子どもの意見表明権、「本当はお家にいたいのお母さんなんで預けちゃうの」という思いをちゃんと聞き届けていてのその制度にならざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

子どもの意見表明権ということを尊重するのであれば、子どもの声を代弁する、そういう焼津市であってほしいと思います。子どもの立場から、本当の「こどもまんなか」ということを言うのであれば、今日のこのいろんな実績も、そういう視点が抜けているので、事業としてこれだけの数字が上がっているという点に終始してしまう。本来、こども・若者スマイルプランとは何か、というところをちゃんと押さえていかないと、今後、本来の子どもの最善の利益を見失った、そういうプランになりがちではないかと思

いました。

【議長】

他にご意見ありますか。

【山田委員】

放課後児童クラブの件で教えていただきたいことと、要望になります。先ほど私立幼稚園についてもありましたが、放課後児童クラブにつきましても量の見込みと確保の内容、計画値との整合性が本当に取れているのかというところです。状況報告シートも既に確保の方策というところで、定員の見直しなどニーズの対応に受け入れ体制を整備していきますということでしたが、周りの保護者の方からは小学校4年生に上がるタイミングで申請したけれども落ちてしまったよという声がかかなりあるのが現状です。あと、保護者間でよく話をするのが、子どもを1人自宅に残すのは心配であること。引き続きクラブの新設、及び定員の見直し等もご尽力いただけると大変ありがたいです。

【事務局 家庭支援課 植村主幹】

焼津市の場合、基本的に社会福祉法人等に委託をしているものになります。先ほど28クラブと説明した中で、公設民営という形で公共の施設を使っているものもありますが、多くが民間の施設を活用させてもらいながら実施しています。新設につきまして、実施していただける法人や実施できる施設等を探しながら、という状況になります。その中で、可能な限り定員等受け入れ人数の増加、あるいは施設を新設できる法人と調整をしながら進めているところになります。そういったものがなかなか準備できないところもあります。特に児童数は減りつつある中で放課後児童クラブの需要数は増えているということで、この実績値と計画値についても、こちらの予想を上回る需要が一部の学区で発生し、なかなか全ての児童の確保ができない状況が発生しまっていることは把握しています。新しい施設を準備することがすぐには対応できない場合もあるため、今後、学区によって、児童の増加が見込まれるところについては現在協力していただける法人を探しながら行っているという状況になります。

【村松委員】

放課後児童クラブについて、運営する側の立場から少しお話させていただければ、一番受け入れが難しいのはなぜかという、人材不足です。午後だけというふうに労働環境そのものが十分な補償ができないこともあって、運営能力と働きたい人たちの思いなどもあって需要と供給がマッチしないところもあります。

そしてもう1つは、子どもたち自身の問題です。子どもたちは、みんながみんな放課後児童クラブに行きたいと思っているわけではありません。家に居たい、自分で自由な時間が欲しい、例えば「そういう計画を持った放課後をちゃんと自分でできるんだったら家にいなさいね、あなたにはその力があるからね」という家庭教育みたいなものも両輪でやっていかないと、本当に放課後児童クラブを必要とする子どもたちが利用の機会を失ってしまうのではないかと思います。私のところに来る子どもたちの中でも、共同

生活が辛いという子もいまして、その子たちに聞いてみると、「本当は家にいたい」「クラブに来たくない」と、そういうふうに言います。その意見表明権を私達がきちんと保障していく、保護者も我が子の意見表明権とは何かということを心して、子どもと対峙していかないと子どもの思いは全て無にされてしまうという、そういう辛い状況があるのではないかと考えています。

子どもの健全育成ということを1つの目標として掲げているので、本当に保育に不足を生じているだけが理由ではないということもよくよくわかっていますが、そういう意味では非常にアンバランスであるということを保護者の皆さんにも、そして市民の皆さんにもご理解いただきたいと思います。

【議長】

運営側からの意見ということ大きいなと思います。

次に行かせていただいてよろしいでしょうか。議事の2番「子育て支援センター施設数の変更について」です。事務局ご説明をお願いいたします。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

— 資料6に基づき説明 —

【議長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。

【今村委員】

中学校区1個というような形、これはいいですが、なぜまた市の直営でやるのか、民間へお願いするなど、そういうことはないのでしょうか。5年先、10年・15年先、今、市の財政のことを考えて、やはりこれを市の直営でやるべきものなのか、それが、庁舎内でどのような経緯を経て決められたのか教えてください。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

先ほど、令和7年度の実績のところでも報告させていただきましたが、子育てコンシェルジュに関する相談業務におけるところの需要が高いということで、市営の場合、コンシェルジュを配置する形になっておりますので、そこで市営という判断に至った形になります。

【今村委員】

民間の幼稚園・保育園というのを、どのような立場で皆さんが見ているのか聞きたいと思います。いわゆる私達が子育て支援というのをやっている。今まで焼津市の中で保育園協会も私立幼稚園協会も公立幼稚園も保育園もそうだと思いますが、そのような立場で子育て支援というのを今までやってきていますが、このところ立て続けに焼津市が市直営の子育て支援センターを開設している状況と、5年先、10年、15年、20年ず

っと先のことを考えて、市がこういう施設を抱え込んで、維持できるのかという今後の展望を知りたいと思います。

【事務局 こども未来部 久保山部長】

幼稚園・保育園の先生方が子育てに関して色々と知識を持って、日々子どもたちを見ていただいていると十分承知しています。子育て支援センターにつきましては、国が示す要綱に基づきますと、基本的には前提として、市町村が運営することになっています。その中で、委託もできますよというところです。市がこういった施設を作るにあたっては、市の考えだけではなく、市議会議員さんにも相談させていただきながら、また地域の自治会長さんや市民の声を拾いながら、進めているところです。

「とよのわ」につきましては、地元の地域交流センターを開設するにあたって、そこに子育て支援センターが欲しいという希望の中で設置されています。その中でも、地元の方から市の直営で運営してほしいという話があったと聞いています。

今回、大富地域で開設するにあたりまして、同じように地域の声、議員さん等々の相談の中でも、直営の方がいいというところで話を進めています。今後についてですが、5年先10年先に市がこういった施設をいつまでもたくさん持っていることはどうかというようなお話は、確かにその通りだと思います。今は直営で運営していますが、今後どのような方向になっていくか今この場では申し上げられませんが、公設民営というのも1つの手ではあると思います。

そういったことも今後は考えていかななくてはならないと思っていますし、まずは中学校区に1個という中で設置にあたって、来年度、大富地区に作りたいというところです。まだ予算が確定しないため、来年度開設すると言い切れませんが、その中で今進めているところです。この先、各中学校区に1つ作ったから終わりということではなく、その地域ごとに子育て支援センターがあることが望ましいと思っておりますので、地域の要望を聞きながら、また設置にあたっては、委員の皆さんの声を含めていきたいと思っています。

【議長】

他に意見はよろしいでしょうか。

【草譯委員】

保育園・幼稚園などで保育士に求められることの1つとして、保育者の眼差しがあると思っています。私の考える保育者の眼差しとは、子どもを様々な視点から見るだけで終わらず、子どもが持っているものを引き出す力だと思っています。乳幼児期の子どもは日々の関わりの中で安心感や信頼感、そして他者との関係性を育んでいきます。そのためそのときの状況や今という瞬間だけではなく、これまでの相互作用の積み重ねを踏まえて行う必要があると考えました。そこでご担当の方にお聞きしたいのですが、焼津市では子育て支援センターの数を増やしていて、それは大変大切なことだと思っているのですが、センターに来てくれた親子にそのような基礎となる親子の関わり方を説明したり、家庭での関わりに繋げるような支援など、何かされていたら教えていただきたい

です。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

市直営の子育て支援センターに関しては、各センターの報告書を読むと、最近の家庭環境においては、子育て世代の親は遠方にいたり、核家族化が進んでいたり、それにより相談内容も多様なものとなっております。それは、幼稚園・保育園の入園関係であったり、その子の成長はもちろん、こういった支援が受けられるかということもありますので、その辺りについては、本日参加しているそれぞれの課へ繋げるなど、そのようなことも行っております。

また長く通ってくれている家族は、第1子が生まれて第2子が生まれて、と続けてずっと来てくださり、支援員が長い期間勤めているため、それぞれの成長を見ているということでより密な関係を築き、寄り添った相談業務や支援という実績があると思っております。

【議長】

土日も実施しているのでしょうか。土日がすごく必要だと思いますが、どうですか。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

土日市営の方は開所しており、休館日を各施設でバラけさせることによって、必ずどこか開いているようにしています。土日だと、特に父親が子どもを連れている姿がかなり多く見られます。これも土日開所している効果かと捉えておりますので、家族揃って子育てをする体制ができていると思っています。

【議長】

相談の窓口も、土日にもあるということですか。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

はい、その通りです。

【議長】

他にいかがでしょうか。

【山田委員】

私も乳児期に育児休業を取って自宅にいたものですから、ほぼ毎日どこかの子育て支援センターに行かせていただいていたと思います。こういう研修会がありますよ、こういう教室がありますよ、今日はこういう窓口担当さんがいますよ、ということではなく、そこに先生がいるという安心感が保護者にとってはすごい大事。1か所でも多くあるというのは保護者の立場からすると本当に安心して子育てができる、それも土日に開設していただいているというのは本当にありがたい存在だと思っています。

1点お伺いしたいのですが、今回増設される予定の子育て支援センターは、対象は乳

幼児のみなのか、児童も含めた施設なのですか。

【事務局 子育て支援課 奥川係長】

小学生などは基本対象ではなく、あくまで乳幼児を対象とした子育て支援センターという形での開設を予定しております。

【議長】

それでは続いて議事の3番「認定こども園の施設整備計画について」です。事務局、説明をお願いいたします。

【事務局 保育・幼稚園課 仁科係長】

— 資料7に基づき説明 —

【会長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。

よろしいでしょうか。次に進ませてください。議事の4番「保育提供体制の確保のための実施計画」です。事務局説明をお願いいたします。

【事務局 保育・幼稚園課 仁科係長】

— 資料8に基づき説明 —

【会長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

【長田委員】

量の拡大から質の向上という話が出ましたが、労働時間など、教師の負担削減の対策として、小学校だったら教科担任制が取り入れられてきていたり、中学校や高校だったら部活動の指導を外部の方の指導に変えたりしていると思いますが、保育園では保育者の負担の削減のために行っている取り組みなどありますか。

【事務局 保育・幼稚園課 田中係長】

公立園の対応としましては、残業やクラス担任を持っている保育士の業務量について、支援する保育者の全体数を増やすために会計年度任用職員を雇っています。そのほかに、私立の園にも関係するかと思いますが、保育補助者の講習を受けた方を雇って保育士の補助をしていただく、また、直接園児に関わらない雑務的な部分の業務を任せる方を雇う、などの取り組みもございます。

【村松委員】

基本的に、保育の仕事があまりにも長時間で多岐に渡りすぎているので、それを何らかの形で整理をしないと、私達の仕事は楽になりません。それは学校も同じことだと思います。保育が長時間に渡っていることでシフトの調整がとても難しい。

それから子どもたちの保育、子育て支援、保護者支援、他に自分たちも研修しなければならない、それを1日の保育の中でどうこなしていったらいいのかということになると、先ほどの保育補助者の雇用や補助金がありますが、それで足りるかどうかは、各園の考え方次第です。どういうふうに子どもをお預かりしたらいいのかということを根本的にみんなで考えていかないと、一つの園だけでどうにかする問題ではないと思います。国を動かしていかなければならないことだと思うので、若い方たちがどんどん声を上げて国を動かしていただけたらと思います。

【議長】

今村委員はいかがですか、幼稚園として。

【今村委員】

幼稚園としては、基本的に業務の見直しを考えております。残業はありません。職員会議で先生たちと行事の見直しをしたりとか。ただ、学生さんの前に本当に大変厳しいこと言うと、保護者対応に一番、今、先生たちが泣いているというのが現実です。

【議長】

保育士も福利厚生を考えていただかないと、むしろ保育者が一番働きやすいと、保育士になる人も幼稚園教諭になる人も多いのではないかと考えています。大変な仕事ですが、とても大事な仕事だと思っています。

次に進みたいと思います。議事の5番「こども誰でも通園制度」です。事務局ご説明をお願いいたします。

【事務局 保育・幼稚園課 仁科係長】

— 資料9に基づき説明 —

【議長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

【村松委員】

本格実施が始まって、どのような実績があり、そして利用されている保護者の方が、どのような感想を持っていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

【事務局 保育・幼稚園課 仁科係長】

感想までは把握していませんが、実績についてお答えさせていただきます。こども誰

でも通園制度は今年度から始まった事業ですが、本格開始されたのが、令和 8 年 5 月からです。今、7 月末時点ですと、実績につきましては 8 人です。これは市外の園に通うお子様も含めて 8 人です。

ちなみに、こども誰でも通園制度というのは、利用するためにまず国のシステムにアカウント登録をします。アカウント登録した後に、園に相談しアレルギーの有無など面談を行います。このアカウント登録された方は 58 人いるため、興味を持っている方はいらっしゃると思います。その内、実際に利用された方の内訳は、0 歳児が 1 人、1 歳児が 5 人、2 歳児が 2 人です。市内の園では 3 人利用されています。これは全て大井川保育園で一般型を利用されています。

【村松委員】

全国的にいろんな方にお話聞くと、「やってよかったよ」という声を聞くので、今少し乖離があったのは何故だろうと思いました。

【事務局 保育・幼稚園課 仁科係長】

まだ始まって数か月というところであるため、今後、利用実績等を見ながら方針を検討していきたいと思いますが、利用が進んでいない背景としましては、場所的なものがあるのかもしれませんが。一般型として常に利用できるのは、現在は大井川保育園しかなく、その他の園は余裕活用型となっております。そのため、空きがないとなかなか利用できないという実態があり、中央幼稚園様につきましては一般型ではありますが、2 歳児限定になっています。そういう利用可能園の場所が要因としてあるかもしれないと考えております。

その他、利用上限が月 10 時間ということもあります。また、一時預かり事業という利用する側からは似たような事業に映ってしまい、私達の周知不足というところがあります。こういった条件につきまして、分析しながら、利用拡大について検討してまいりたいと思っております。

【議長】

一時預かり事業と競合するのかなということもありまして、保育士の確保が必要だなと思っています。

他にはいかがでしょう。

事務局には皆さんからいただいたご意見を参考に進めていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事議題は以上でございます。委員の皆様、会議の進行にご協力をいただきまして本当にありがとうございます。